

令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、世界情勢の不安定さに起因する原油をはじめとした物価の高騰により、不安定な経営を強いられている町内事業者を支援するため、令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 給付金の交付の対象となる事業者は、町内に事業所（従業員のいない倉庫等は除く。）を有する法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）で、公的書類により経営実態が確認できる者とする。

2 次の各号に該当するものは、対象外とする。

- (1) 政治団体
 - (2) 宗教上の組織若しくは団体
 - (3) 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項に該当する営業（受託営業を含む））を行っている企業等及びそれに準じる営業を行っているもの
 - (4) 飯豊町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。
 - (5) 農事組合法人、農業関係法人、農業関係組合、その他農林水産業による収入を主とする事業者
 - (6) 銀行業、共同組織金融業及び複合サービス事業を営む事業者
- 3 複数の事業者により組織される組合等が給付を受けようとする場合は、その構成員のすべてが事業者として給付を受けていない場合に限り、組合等として給付を受けることができるものとする。

(交付額)

第3条 給付金の交付額は、雇用する従業者数に応じ、1事業者当たり次の各号に定める金額とし、予算の範囲内で1回に限り交付するものとする。

- (1) 従業者数が9人以下の事業者 5万円
- (2) 従業者数が10人以上19人以下の事業者 10万円
- (3) 従業者数が20人以上29人以下の事業者 15万円
- (4) 従業者数が30人以上49人以下の事業者 20万円
- (5) 従業者数が50人以上99人以下の事業者 30万円
- (6) 従業者数が100人以上の事業者 50万円

2 前項各号における従業者とは、常時使用される労働者を指し、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 期間の定め無く雇用されている者
- (2) 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上前号に規定される者と同等と認められる者）

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする事業者は、令和4年10月31日までに令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、申請書の記載内容を証明できる書類を添付して、町長に提出する

ものとする。

2 前項に規定する申請書の記載内容を証明できる書類とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 申請者が法人の場合は、次のいずれかの書類及び申請法人名義の振込口座の通帳の写し

(ア) 直近の確定申告書類のうち法人事業概況説明書の写し（収受日付印が押印又は受付日時が印字されていること。なお、e-Tax により申告した場合は、受信通知を添付すること。）

(イ) 直近の収支決算書又はこれに類するもの（法人税法別表 2 に規定する公益法人等に該当する法人）

(ウ) 法人設立届出書（収受日付印が押印されていること。法人設立後決算期を迎えていない場合）

(2) 申請者が個人事業主の場合は、次の書類及び申請者本人名義の振込口座の通帳の写し

(ア) 令和 3 年分の確定申告書類のうち収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し（収受日付印が押印又は受付日時が印字されていること。なお、e-Tax により申告した場合は、受信通知を添付すること。）

(イ) 個人事業の開業・廃業等届出書（収受日付印が押印されていること。事業開始後申告時期を迎えていない場合）

(3) 前条第 1 項第 2 号から第 6 号に該当する場合は、前 2 号の書類に加え、令和 3 年度又は令和 4 年度の労働保険概算・増加・確定保険料申告書又はそれに準ずる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び交付方法）

第 5 条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付決定通知書（様式第 2 号）又は令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金不交付通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 町長は、給付金の交付を決定した事業者に対し、申請時に指定された金融機関へ口座振込により給付金を交付する。

（給付金の返還）

第 6 条 町長は、事業者が虚偽の申告により給付金の交付を受けたときは、交付した給付金の一部又は全部を返還させることができる。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

飯豊町長

様

申請者 企 業 名

代 表 者 名

本 社 住 所

事業所住所

連 絡 先

令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付申請書

令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金 円 を交付されるよう、令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

事業所の従業者数	人
必要書類 (①又は②のいずれか)	☐ ① 確定申告書類等の写し（下記いずれか） ＜法人＞ ・法人事業概況説明書 ＜公益法人等＞ ・収支決算書等 ＜個人事業主＞ ・収入内訳書 ・所得税青色申告決算書（1 頁目及び 2 頁目のみで可）
	☐ ② 確定申告等の時期が未到来の場合（下記いずれか） ・法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・給与支払い事務所等の開設・移転・廃止届出書の写し
従業者数確認書類 (10 人以上の場合)	☐ ③ ・令和 3 年度又は令和 4 年度労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し
振込口座確認書類	☐ ④ ・申請者名義の振込口座の通帳の写し

給付金は下記の金融機関への口座振込を希望します。

金融機関名	銀行・農協・信組・信金 → 支店
	ゆうちょ銀行 → (店番)
	(フリガナ)
口座番号	口座名義人

※振込先を確認できる通帳等の写しを添付してください

様式第 2 号

令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付決定通知書

申請者	本 社 住 所
	事業所住所
	企 業 名
	代表者氏名
	様

令和 年 月 日付で申請のあった令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金について、 円 を交付することに決定したので、令和 4 年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

併せて、同給付金額を給付金の額として確定したので、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和 53 年規則第 3 号）第 15 条の規定により通知します。

令和 年 月 日

飯豊町長

様式第3号

令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金不交付通知書

申請者 本 社 住 所

事業所住所

企 業 名

代表者氏名

様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金について、給付金の交付を却下することに決定したので、令和4年度飯豊町原油価格高騰等対策支援給付金交付要綱第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

飯豊町長

＜不服の申立て＞

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に飯豊町を被告として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。